

スクラム

2024年12月号
第236号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

県労協第35回定期総会を開催

県労協第35回定期総会が11月9日広島市男女共同参画推進センターで開催された。

福山現業労組の佐藤さんの司会挨拶の後、池上議長の挨拶を受けた。まず、参加者全員で11月1日に亡くなられた郵政ユニオンの上関さんへの黙とうをささげた。池上議長は、長年、県労協運動に献身的に尽力された上関さんに対する感謝の言葉を述べ、哀悼の意を表し、上関さんの遺志を継いで県労協運動の前進のために闘う決意を述べた。

つづいて、1990年7月に福山で県労協が発足して来年で結成35年を迎えること、この間、既成の労働組合のナショナルセンターが取り組まない課題を取りあげて闘ってきたこと、特に非正規雇用労働者や外国人労働者の問題に取り組んできたことを強調された。そして、自身が今年4月の福山市議選挙で7期目の当選を果たしたことに触れ、この成果を運動に活かしていきたいと決意を述べられた。続いて、今回の衆議院選挙の結果について立憲野党の大幅な躍進に触れ、政治に本来の緊張感が戻ることへの期待を述べた。一方で、103万円の壁を打ち破り実質賃金の目減りを何とかしろと主張する国民民主党に対しては要注意であるとくぎを刺し、立憲民主党の一部、社民党、新社会党と連携して、労働者の権利を守る運動の一層の強化を呼びかけられた。そして、連合が見落としがちなところに我々が入り、組織を拡大しよう、この総会で闘う方針を確立し、県労協運動のさらなる前進を勝ち取ろうと力強く呼びかけられた。

引き続き土屋副議長が2024年度活動報告、2025年度活動方針を提起し、2024年度会計報告並びに監査報告、2025年度予算案の提起がされた。佐藤さんから2025年度役員体制として、会計を三嶋さんから石野さんへ、会計監査を上関さんから岡崎さんへ変わる他は現役員が留任する案が提起された。

続いて、各構成組合がそれぞれの活動報告を行った。福山現業労組からは交渉体制を強化し当局と交渉したこと、郵政ユニオンからは最賃をベースに働く時給制契約社員が多いなかで地方最賃審議会へ意見書を提出し、傍聴したことの報告がなされた。福山ユニオンたんぽぽからは今年最賃の取り組みの反省として、異議申し立てすれば審議会を開くことになっているのに申込期限までに異議申し立てしなかったと

して、労働局に対する闘いが弱かったことなどが教訓として述べられた。スクラムユニオンからは出雲でのブラジル人労働者の時給アップを求める闘い、裁判所の反動化や県労働委員会の変質問題、技能実習生のSOSに対する身柄確保、転籍などの闘いなどが報告された

以上の意見交流を深めた後、議案採決がおこなわれ、全ての議案が満場一致で採択された。

最後に池上議長が結成35周年の来年こそは新しい議長を選出して新体制で県労協の再出発を迎えたいと決意を述べられ、池上議長の発声による「団結がんばろう」三唱で総会を閉じた。

11月22日原爆ドーム前ビジル（スタンディング）の報告

ー11月1日に亡くなった上関さんの死を悼むー

昨年の10月13日夕方6時に始まった原爆ドーム前での抗議行動は毎月続けられてきました。

これは、広島市立大学准教授の田浪亜央江さんらが立ち上げた「広島パレスチナともしび連帯共同体」の呼びかけに応えた有志によるスタンディングで、イスラエルに対する抗議と犠牲となったパレスチナの人たちを追悼するものです。「ビジル」とはラテン語から派生した英語で、「通夜」「追悼」「社会的な抗議活動」という意味です。

スクラムの組合員でもあった上関さんは、所属する郵政ユニオンの仲間とともに生前この活動によく参加されていました。病気が悪化し車いす生活になってからも、この抗議活動に4回も参加されたと聞いています。10月13日のビジルに郵政ユニオンの仲間に誘われてはじめて参加した私は、上関さんに出会い、「ガザでの虐殺は許してはならない」という彼の反戦・平和への強い意思に感銘を受けました。ところが、それから1か月も経たない11月1日に上関さんは帰らぬ人となってしまいました。



私は、郵政ユニオンの仲間から、11月22日にビジルのなかで、上関さんを追悼する場を持つという知らせを受け、竹本さんと参加しました。

郵政ユニオンの岡崎さんが「上関さんを偲ぶ会」のコーナーの進行役を担当し、まず、元気だったころの上関さんのビジルでの発言が披露されました。上関さんの発言は、朴訥ながらもヒューマニズムにあふれたものでした。岡崎さんは、上関さんと一緒に、郵政ユニオン中国地本として、広島市議会に「パレスチナの恒久平和実現に向けた市議会決議」採択を求めて奮闘し、今年2月27日に同決議を挙げさせたことなどを紹介し、上関さんの反戦・平和運動へ取り組む真摯な姿勢と行動力を讃えました。

最後に上関さんのお連れ合いが、車いす生活になった夫にどこに行きたいかと尋ねたら「原爆ドーム前に連れて行ってほしい」と頼まれたという逸話を紹介されました。そして、病床上で上関さんが書かれた「FREE PALESTIN STOP GENOCIDE」というプラカードを持参され、「どうぞ活用してください」と、ともしび連帯共同体の仲間に託されました。

強硬なシオニストを政権中枢に抱えこむネタニヤフ首相は、今でも学校・病院・難民キャンプへの爆撃を強行し、罪もない人々を虐殺し続けています。アメリカの次期大統領トランプは、ハマス、ヒズボラ、フーシ派の背後にいるのはイランだとして、イランの核施設への攻撃も公言しており、中東はますます危機的状況を強めています。上関さんが郵政ユニオンのなかからスラエルによるガザ住民虐殺反対の運動をつくりだしてきたことに学んで、私も仲間にガザのことを伝えていきたいと思います（柳由紀夫）。

シンポジウム「外国人女性の孤立出産を考える」

12月8日、留学生会館において「外国人女性の孤立出産を考える」と題したシンポジウムが開催された。この背景には、広島県で過去4年間に3件もの技能実習生による孤立出産事件が発生したことがある。そして、スクラムユニオン・ひろしまは、当事者支援の要として活動してきた。

2020年の事件では、東広島市で農業に従事する女性が妊娠したことを誰にも言えず、何とかして秘密裏に中絶しようとしたが、言葉の壁から病院で診察を拒否され孤立出産に至っている。寮で出産した後、ケアを十分に受けられず乳児は死亡に至っている。母親の技能実習生は保護者遺棄致死事件で有罪を受け帰国させられてしまった。現在彼女は、ベトナムで新しい人生を歩き始め、幸せに暮らしているが、だからといって事件を「なかったこと」にはできない。広島では、残念ながらこの事件を反省する動きはなかった。そして、2023年、東広島市で19歳の女性が孤立出産し、遺体を空地に埋めるという事件が新たに発生する。日本の出産制度を知っていれば、あるいは支援者と繋がっていれば、助けられた命だったかもしれない。そう思うと残念でならない。彼女は当時を振り返り、「自分が未熟であった」と反省し、子どものためにも、自分を支えてくれた支援者のためにも、これからの人生を大切にしたいと、現在も県内で就労している。3件目の事件は、因島で起きたインドネシア人の早期流産である。技能実習生である女性は自分が妊娠したことさえ気が付かなかったといい、急な腹痛で休んでいたところ、寮で子どもが生まれて驚いたという。性教育の大切さを前回同様思い知らされた。

これらの事件から、東広島市では年に1, 2回ほど地域住民と技能実習生の交流会などが開かれているという。こうした試みが全域に、そして、もっと回数を重ねていかなければ、外国人労働者との心の触れ合いはできない。

本シンポジウムでは、基調講演として、移住女性の妊娠や出産のサポートを継続している上智大学教授田中雅子さんに、「現在の日本の現状」「支援者として必要なこと」「妊娠・出産を助けるツール」など幅広い視点からの講演をいただき、学ぶことが多くあった。



土屋委員長が 2020 年の事件とその経緯、福山ユニオンたんぽぽの武藤委員長が 2023 年の事件とその後、またユニオンで受けた相談についてなどを語り、坂本弁護士には、2020 年の詳細な事実を述べていただいた。また、監理団体を代表して、TECS の松本さんが画期的な性教育に乗り出している事実や監理団体の悩みと現実について、妊娠 SOS の森川さんから、妊娠 SOS の活用についてお話を頂いた。

当初 40 名を予定していた会場には、56 名もの人が参集し所狭しと会場を埋めつくすという嬉しい悲鳴となった。それだけ関心の高いテーマであったといえる。これからますます増加するであろう外国人労働者の権利を守るためにも、多くの人に権利の擁護者となっていただき、子どもの笑顔があふれる社会になってほしいと願うばかりである。新制度では日本語要件が厳しくなり日本語教室などの役割も重要になる。行政、日本語教室、支援団体、監理団体など全てのアクターが連携して、命と女性の権利を守ることができる日本であってほしい。

スクラムユニオン・ひろしまの歩みから (1)

委員長 土屋信三

はじめに

今回、スクラムユニオンの歴史を振り返り、外国人労働者との関わりを描いていきたいと思う。



スクラムユニオンの構成メンバー約250名のうち、外国人労働者は80%近くを占める。これは、他の地域ユニオンと比べても大きな特徴である。では、どうして、このような特徴を持つに至ったのか？その発端は、広島市西部資源選別センター(現在は広島市西部リサイクルプラザとなっている)での労働組合結成に始まる。西部リサイクルプラザこそは、スクラムユニオン発祥の地である。

I スクラムユニオン・ひろしま前史

私が入社した1994年当時、西部資源選別センターは広島市の委託を受けたMクリーナーが事業主として運営していた。約50名の労働者のうち10名が障がい者、10名がブラジル人などの外国人労働者、残りの30名もほとんどが高齢者で、当時44歳の私が健常者の中で下から2番目に若いといった状況であった。労働条件はきわめて劣悪で、有給休暇もなく(社長が「うちには有給はないで！」と朝礼で公言していた。)1日休めば皆勤手当と日給を合わせて約2万円が天引きされていた。だから、3日休むと約6万円が消えてしまうのである。また、遅刻・早退を3回繰り返すと皆勤手当が1万円削られていた。手取額が16~18万円だったから、労働者は葬式があろうと熱があろうと休まずに、どうしても必要な時は半日遅刻して出勤していた。風邪を引いても、点滴を打ちながら出勤するような状況だった。ボーナスもなく、年収は広島市清掃職員35歳平均の賃金のおよそ3分の1であった。

広島市の委託事業でありながら、労働基準法も遵守されていないような劣悪な労働条件に対して、労働組合の必要性を骨身にしみて思い知らされた。1995年1月、障がい者の一人と確認を取って、二人で組合を旗揚げした。だが、これが波乱の幕開けであった。

1995年1月23日に組合を結成してから、わずか2か月後の3月、それまで行われてなかった契約更新が行われた。当日、賃金交渉の団交を行っていたが、その席上、組合の賃上げ要求に激怒したオーナーは「わしは腹を決めた。おまえはクビだ」と宣言し、団交を打ち切ってしまった。解雇理由は期間満了につき、雇止めということであった。

私が解雇されたという話が職場で広がるや否や、それまで一緒に飲みに行き、談笑していた同僚の態度が一変した。私を避けるようになり、挨拶しても無視するようになった。ラインで仕事をするのだが、口も聞かなくなった。そんなときに「土屋さん頑張ってね。」と声をかけてくれたのが、普段みんなからバカにされていた知的障がい者たちであった。また、ブラジル人を中心とした外国人労働者であった。

この時、私は人間の本当の価値とは何だろうかと考えさせられたものだ。それまで普通に和気藹々と話していた同僚たちが手のひらを返して、口も聞かなくなってしまった。「そんなに会社が怖いのか。そんなに社長や工場長の顔色をうかがわなければならないのか」と思ったものである。小学校4年生程度と言われた知的障がい者たちが、「土屋さんには助けてもらったから、なんとか戻ってきて欲しい」と言うのに比較して、なんと打算的で、臆病者なのか。よほど、知的障がい者たちの方が人間的に優れているではないか、と自分の中に刻み込まれていった。これは外国人労働者たちも同様であった。言葉は通じなくとも、「頑張って！」という励ましは、自身の闘争と活動を支えるものであった。

裁判闘争に勝利して原職復帰

解雇されてから約 2 年間、広島地方労働委員会での不当労働行為救済申立、広島地方裁判所での地位保全の仮処分裁判、同じく本訴と闘い続け、すべてに勝利していった。M クリーナーは、本裁判で解雇の不当性が確定してしまうと広島市の入札資格を停止されるために、和解を申し込んできた。M クリーナーが指名停止処分を受けてしまうと、働いている仲間も職を失う可能性があり、和解を受け入れ、原職に復帰した。

原職に復帰すると、いままで口も聞かなかった者が、「一升瓶でお祝いだな」などと言ってきた。「おまえらに祝って欲しくもないわ」と心の中で思ったのは当然であろう。私の原職復帰を本当に喜んでくれたのは、障がい者たちであり、外国人労働者たちであった。私も素直に喜びを分かち合うことができた。

しばらくの間、組合と会社の関係は団交に基づいて行われ、穏やかな状況が生まれた。だが、平穏な時はそれほど長くは続かなかった。ゴミ業界の競争が激化するに従って、入札での争いが激しくなり、99 年には I S 社が落札した。ここから毎年と言っていいほど事業主が変わり、労働者は雇用を維持できるかどうかの問題に直面することとなった。

一方で、組合は障がい者や外国人労働者も含めて過半数を組織するまでになっていた。それは、事業主が変わるたびに全体をとりまとめて交渉に当たったのが組合であったことが要因として大きい。組合がなければ、次年度の雇用継続もままならなかったからである。

試練の時

2001 年 4 月、組合活動は大きな試練に遭遇した。この年、落札した H 社は組合員と組合員シンパ 38 名を継続雇用しなかった。事実上の解雇である。H 社との事前の話し合いで「障がい者については必ず継続して雇う」という確認を取っていたにもかかわらず、非組合員の障がい者 2 名を除いて雇用されなかった。この時の状況はいまでもはっきりと覚えている。4 月 1 日が日曜日で、中国帰国者の方たちと花見をしていた時、次々と「あなたは雇いません」という連絡があったという電話が入った。確認をしていくと 8 名ほどは継続して働けるという連絡だったが、ほとんどは断られたということだった。H 社の事前の対応がおかしかったため、ひょっとすると組合の中心メンバーは雇わないのではないかという感触は持っていたが、まさか、ほとんどのメンバーが雇用されないとは思ってもいなかった。慌ただしく電話連絡を取り合っている時の、ある障がい者の母親との会話が忘れられない。「この子が働けなくなったら、私たち二人は生きていけません。」本当に悲痛な叫びであった。「お母さん、早まったことはしないで下さい。絶対に、何とかしますから」と答えた。

翌 4 月 2 日、継続雇用されなかった 38 名を職場に集め、資源ゴミの搬入を阻止するためにピケットストライキに入った。ストックヤード(倉庫)に向かう坂道に座り込み、資源ゴミの搬入を阻止した。驚いた市役所は、機動隊まで動員してストライキをつぶしにかかった。機動隊の責任者は、昼過ぎまでにピケットを解除しなければ強制排除するとマイクで警告してきた。この時、組合としてはむずかしい判断を迫ら

れたが、市役所の課長に「障がい者全員を雇用すればピケットを解除する」と条件を提示した。同時に第1回目の搬入を阻止できたことを一定の成果として、市役所への抗議行動に切り替え、機動隊との衝突は避けることとした。結果的には、このピケットストライキによって、障がい者はすべて職場復帰することができた。その後は、裁判闘争に軸が移ったが、そこでも困難に直面することになった。

その困難とは、裁判を闘う法律がないことであった。すなわち、1年間の雇用契約のわれわれは、前事業主に雇用されていたのであり、H社にとっては新規雇用に過ぎないからである。採用権はH社にあり、別に継続的に雇う義務はないという主張である。裁判官からは「解雇ではないので、裁判にならないのではないか」と言われ、会社側弁護士からは「顔が気に入らないという理由でも採用拒否できるのだ」という屈辱的な言葉を受ける有様であった。唯一の活路は「青山会事件」で争われた「使用者には団結権を侵害してはならないという義務がある」ことを証明することであった。経営者の交代に伴って、組合をつぶすための採用差別があったとすれば、その採用は無効とする判断である。

広島県地方労働委員会で不当労働行為を立証すること、その上で地方裁判所で採用差別を立証すれば、われわれは勝利できる。困難の中に一筋の光明を見いだしたのもつかの間、再び大きな壁にぶつかることとなった。それは時間との競争である。不当労働行為の立証と裁判の勝利までには、どんなに早くとも1年近くかからざるを得ない。あるいは1年以上かかるかもしれない。すると、次の入札が行われ、まったく新たな事業主が落札する可能性が大いにある。その結果は、誰にでも分かるように、裁判で勝っても何の意味もなさないということである。いずれにせよ、労働者は職を失わざるを得ない。

もう一つの困難がわれわれを襲った。闘争資金の枯渇である。失業給付が切れる3か月から6か月で、組合として闘いを維持できなくなった。結局、労働委員会の和解勧告に従って、8名を現場に戻すことで闘争を收拾せざるを得なかった。この時の悔しさは終生忘れ得ぬものである。

この時から、市役所に対して、「希望する者は継続雇用することを入札条件に入れること」を強力に要求することになった。このことは2年後に実現することになるが、それも2日間にわたる全面的なストライキの結果勝ち取れたものである。

余談だが、H社によってたたき出された組合員は、次の年落札したIS社の厚意によって、全員復職することができた。

(次回に続く)

広島のリフィピン人技能実習生からのSOS!

溶接工として今年5月に来日したSさんは、1か月の座学研修を終え、6月からA企業で実習を始めた。2～3週間たったころから、日本人のリーダーたちによる、いじめ、暴力が始まった。理由もなく腹を殴られ、溶接で使うマスク(プラスチック製でかなり固いもの)をつけて仕事をしていると、いきなりマスクを引っ張って手を放し、顔に直撃させた。Aさんはこのため前歯が落ちてしまった。親切な年配の労働者が、警察や病院に行くことを進めたが、言葉の問題があり行かなかった。さらに、溶接棒(かなり

高熱)を腕に押し付けられてひどいやけどを負った。この時はさすがに、社長の息子が病院に連れて行ったが、「家で料理をしていてやけどしたと言え」と言われ、そのとおりに言った。しかし、これは労災なのではないかと不審に思った病院は後にけんぽ協会に報告をしていた。けんぽ協会はAさんに事実確認の書類を送付しており、彼を保護したとき、この手紙を見せられた。事実を記入して、けんぽ協会に送った。会社に何らかの指導が入ったためか、労災手続きを始めたといっている。

暴力以外にも日常的にいじめがあった。何か物がなくなると、Aさんのせいにされた。作業用手袋の穴が開いたので「新しいのをください」というと、日本人リーダーに新しい手袋を渡し、日本人の使い古しをAさんに与えた。

監理団体は、話は聞くが何もしてくれず、送り出し機関は会社の味方で何もしてくれなかった。外国人技能実習機構に電話相談し、来所するように言われたが、仕事もありなかなか行くことができなかった。

タガログ語のできる大学の先生にSOSがあり、スクラムユニオンに連絡がきて、身柄を確保することができた。現在、入管対応と実習機構に対する対応を終え、福山ユニオンたんぼぼのシェルターに身を寄せている。これから、暴力問題をメインに団交を行い、同時に転籍の手続きを行っていきたい。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

11月の報告 (一部抜粋)	12月の予定 (一部抜粋)
1日 江田島分会	1日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員
2日 上関さん通夜	2日 優輝福祉会団交、江田島自動車学校団交
3日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	4日 平和運動センター総会
4日 出雲統一コミッティ	5日 NPO 学習会
5日 出雲労働相談、江田島自動車学校団交	6日 小川建設団交
7日 GL分会、打ち合わせ	8日 外国人女性の妊娠出産問題シンポジウム
9日 県労協第34回総会	16日 実習生ネット、ユニオンネット幹事会
10日 実習生ネット総会	19/20日 アスベスト相談会(福岡)
11日 省庁交渉、継承する会世話人会	24日 中労委コムテック
12/13日 出雲労働相談	25日 県労委第3回調査(メインストリーム)
15日 YAMATO団交、朝日新聞取材	26日 ふれあい学習会
19/20日 出雲労働相談、原発を考える学習会	12/28~1/5 事務所休み
23日 移住連シンポジウム、三同分会	1月12日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
25日 FB協同組合団交、広島県労委、up2you団交	1月17/18日 介護問題ホットライン 他
28日 アバンセ・フジアルテ団交、マル救出 他	